

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等												
<p>(管理職手当の月額)</p> <p>第 3 条 給与規程第 1 条により定められた職員及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則 (以下「任期付職員就業規則」という。) により採用された職員 (以下「任期付職員」という。) に支給する管理職手当の月額は、別に定める場合を除き、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級並びに別表第 1 の職欄の区分及び区分欄の区分に応じ、別表第 2 の管理職手当の額欄に定める額 (地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程 (以下「育児休業規程」という。) 第 18 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同規程第 32 条の規定による短時間勤務をしている職員 (以下「育児短時間勤務職員等」という。) 及び短時間正規職員に関する規程第 4 条第 1 項に規定する短時間勤務をしている職員にあってはその額にその者の 1 週間当たりの勤務時間を地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則 (以下「就業規則」という。) 第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数 (以下「算出率」という。) を、地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第 3 条第 1 項第 1 号に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再雇用短時間勤務職員」という。) のうち任期付職員就業規則第 4 条第 1 項又は育児休業規程第 32 条の規定により採用された職員にあってはその額にその者の 1 週間当たりの勤務時間を就業規則第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額) とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="142 1562 1291 1971"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 総長、所長及び病院長</td> <td>1 種</td> </tr> </tbody> </table>	職	区分	1 総長、所長及び病院長	1 種	<p>(管理職手当の月額)</p> <p>第 3 条 給与規程第 1 条により定められた職員及び、地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則 (以下「任期付職員就業規則」という。) により採用された職員 (以下「任期付職員」という。) に支給する管理職手当の月額は、別に定める場合を除き、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級並びに別表第 1 の職欄の区分及び区分欄の区分に応じ、別表第 2 の管理職手当の額欄に定める額 (地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程 (以下「育児休業規程」という。) 第 18 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同規程第 32 条の規定による短時間勤務をしている職員 (以下「育児短時間勤務職員等」という。) 及び短時間正規職員に関する規程第 4 条第 1 項に規定する短時間勤務をしている職員にあってはその額にその者の 1 週間当たりの勤務時間を地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則 (以下「就業規則」という。) 第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数 (以下「算出率」という。) を、地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第 3 条第 1 項第 1 号に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再雇用短時間勤務職員」という。) のうち任期付職員就業規則第 4 条第 1 項又は育児休業規程第 32 条の規定により採用された職員にあってはその額にその者の 1 週間当たりの勤務時間を就業規則第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額) とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1341 1562 2493 1971"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 医療職給料表(1)の職務の級が 5 級の職の顧問及び総長</td> <td>1 種</td> </tr> <tr> <td>2 技術研究職給料表の職務の級が 6 級の職の事業所の長のうち、 理事長が別に定めるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 医療職給料表(1)の職務の級が 4 級の職の事業所の長のうち、 理事長が別に定めるもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	区分	1 医療職給料表(1)の職務の級が 5 級の職の顧問及び総長	1 種	2 技術研究職給料表の職務の級が 6 級の職の事業所の長のうち、 理事長が別に定めるもの		3 医療職給料表(1)の職務の級が 4 級の職の事業所の長のうち、 理事長が別に定めるもの		<p>・「及び、」の読点の削除</p> <p>・改定後の組織に合わせた改正</p>
職	区分													
1 総長、所長及び病院長	1 種													
職	区分													
1 医療職給料表(1)の職務の級が 5 級の職の顧問及び総長	1 種													
2 技術研究職給料表の職務の級が 6 級の職の事業所の長のうち、 理事長が別に定めるもの														
3 医療職給料表(1)の職務の級が 4 級の職の事業所の長のうち、 理事長が別に定めるもの														

新		旧		改正理由等	
2 本部の事務局長及び担当局長	2種	4 事務職等給料表(1)の職務の級が9級の職の事務局長及び事務職等給料表(1)の職務の級が8級等の職の事務局長	2種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改定後の組織に合わせた改正</li> <li>・こども医療センター及びがんセンターの医(3)副院長の職階の変更による改正</li> </ul>	
3 事務職等給料表(1)の職務の級が8級の職の局長		5 事務職等給料表(1)の職務の級が8級等の職の事業所の長で2及び3に掲げる職以外のもの			
4 医療職給料表(1)の職務の級が4級の職の局長		6 事務職等給料表(1)の職務の級が8級等の職の事業所の病院長、事務局長その他これらの職に相当する職で理事長が別に定めるもの			
5 研究所長及び技監					
6 医療職給料表(1)の職務の級が4級の職の副院長及び医療職給料表(3)の職務の級が7級の職のこども医療センター副院長及びがんセンター副院長					
7 本部の部長及び室長		3種			7 事務職等給料表(1)の職務の級が7級等の職の本部事務局の課長
8 事務職等給料表(1)の職務の級が7級の職の担当部長及び医療職給料表(1)の職務の級が3級の職の統括部長	8 事務職等給料表(1)の職務の級が7級等の職の事業所の長				
9 医療職給料表(3)の職務の級が7級の職の局長	9 事務職等給料表(1)の職務の級が7級等の職のうち、2以上の課、科又は室を統括する事業所の部長、副事務局長その他これらの職に相当する職で理事長が別に定めるもの				
10 技術研究職給料表の職務の級が5級の職の部長					
11 副院長(6に掲げる職を除く。)、副事務局長(理事長が別に定める職に限る。)					
12 本部の看護担当部長	4種	10 2以上の課、科又は室を統括する事務職等給料表(1)の職務の級が7級等の職の事業所の部長、副事務局長その他これらの職に相当する職として理事長が別に定めるもので9に掲げる職以外のもの	4種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改定後の組織に合わせた改正</li> </ul>	
13 福祉職給料表の職務の級が6級の職の施設長		11 医療職給料表(2)の職務の級が6級の職の部長			
14 医療職給料表(2)の職務の級が6級の職の部長及び担当部長					
15 副事務局長(11に掲げる職を除く。)、副看護局長					
(削除)		12 理事長が別に定めるもの	6種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改定後の組織に合わせた改正</li> </ul>	
(削除)		備考 表中「事務職等給料表(1)の職務の級が8級等の職」とは、事務職等給料表の職務の級が8級、技術研究職給料表の職務の級が6級及び医療職給料表(1)の職務の級が4級の職を、「事務職等給料表(1)の職務の級が7級等の職」とは、事務職等給料表(1)の職務の級が7級、技術研究職給料表の職務の級が5級、医療職給料表(1)の職務の級が3級、医療職給料表(2)の職務の級が6級、医療職給料表(3)の職務の級が6級及び7級並びに福祉職給料表の職務の級が6級の職をいう。			
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)			
1 事務職等給料表(1)		1 事務職等給料表(1)			
職務の級	区分	管理職手当の額	職務の級	区分	管理職手当の額

新			旧			改正理由等
9級	2種	119,900円	9級	2種	119,900円	・別表1改正に伴う改正  ・別表1改正に伴う改正  ・別表1改正に伴う改正  ・別表1改正に伴う改正
8級	2種	108,100円	8級	2種	108,100円	
7級	3種	88,500円	7級	3種	88,500円	
	4種	79,700円		4種	79,700円	
	(削除)			6種	66,400円	
2 技術研究職給料表			2 技術研究職給料表			
職務の級	区分	管理職手当の額	職務の級	区分	管理職手当の額	
6級	(削除)		6級	1種	129,300円	
	2種	119,000円		2種	119,000円	
5級	3種	103,400円	5級	3種	103,400円	
	(削除)			4種	93,100円	
3 医療職給料表(1)			3 医療職給料表(1)			
職務の級	区分	管理職手当の額	職務の級	区分	管理職手当の額	
5級	1種	146,400円	5級	1種	146,400円	
4級	(削除)		4級	1種	137,700円	
	2種	126,600円		2種	126,600円	
3級	3種	102,800円	3級	3種	102,800円	
	(削除)			4種	92,500円	
4 医療職給料表(2)			4 医療職給料表(2)			
職務の級	区分	管理職手当の額	職務の級	区分	管理職手当の額	
6級	(削除)		6級	3種	87,600円	
	4種	78,800円		4種	78,800円	
5 医療職給料表(3)			5 医療職給料表(3)			
職務の級	区分	管理職手当の額	職務の級	区分	管理職手当の額	

新			旧			改正理由等
7級	2種	101,600円	7級	(新設)		
	3種	88,300円		3種	88,300円	
	(削除)			4種	79,500円	・別表1改正に伴う改正
6級	4種	78,000円	6級	4種	78,000円	
(略)			(略)			・別表1改正に伴う改正
別表第3 (第3条関係)			別表第3 (第3条関係)			
1 事務職等給料表(1)			1 事務職等給料表(1)			・別表1改正に伴う改正
職務の級	区分	管理職手当の額	職務の級	区分	管理職手当の額	
8級	2種	91,800円	8級	2種	91,800円	・別表1改正に伴う改正
	3種	72,900円		3種	72,900円	
7級	4種	65,600円	7級	4種	65,600円	・別表1改正に伴う改正
	(削除)			6種	54,700円	
2 技術研究職給料表			2 技術研究職給料表			・別表1改正に伴う改正
職務の級	区分	管理職手当の額	職務の級	区分	管理職手当の額	
6級	(削除)		6級	1種	109,400円	・別表1改正に伴う改正
	2種	100,600円		2種	100,600円	
5級	3種	78,700円	5級	3種	78,700円	・別表1改正に伴う改正
	(削除)			4種	70,800円	
3 医療職給料表(1)			3 医療職給料表(1)			・別表1改正に伴う改正
職務の級	区分	管理職手当の額	職務の級	区分	管理職手当の額	
5級	1種	140,900円	5級	1種	140,900円	・別表1改正に伴う改正
4級	(削除)		4級	1種	115,900円	
	2種	106,700円		2種	106,700円	・別表1改正に伴う改正
3級	3種	78,100円	3級	3種	78,100円	
	(削除)			4種	70,300円	

新			旧			改正理由等
4 医療職給料表(2)			4 医療職給料表(2)			・別表1改正に伴う改正  ・別表1改正に伴う改正
職務の級	区分	管理職手当の額	職務の級	区分	管理職手当の額	
6 級	<u>(削除)</u>		6 級	<u>3 種</u>	<u>74,600 円</u>	
	4 種	67,200 円		4 種	67,200 円	
5 医療職給料表(3)			5 医療職給料表(3)			
職務の級	区分	管理職手当の額	職務の級	区分	管理職手当の額	
7 級	<u>2 種</u>	<u>87,200 円</u>	7 級	<u>(新設)</u>		
	3 種	75,800 円		3 種	75,800 円	
	<u>(削除)</u>			4 種	<u>68,300 円</u>	
6 級	4 種	59,900 円	6 級	4 種	59,900 円	
(略)			(略)			